

## パブリックコメント細則

### (方法)

第1条 会則第20条第6項の規定に基づき、医療情報標準化推進協議会の当該の審査委員会にて「医療情報標準化指針」を採択しようときには、パブリックコメントを行うものとする。

2 パブリックコメントの周知は、医療情報標準化推進協議会のホームページで行う。

3 パブリックコメントの期間は、最短1ヶ月、必要に応じて最長2ヶ月とする。

### (目的)

第2条 パブリックコメントは、当該の審査委員会にかけられた「医療情報標準化指針」を採択する場合に、その内容を広く周知し、関係する団体等から意見を集め、利害得失などを考慮することを目的とする。

### (結果の公表)

第3条 当該の審査委員会は、パブリックコメント期間が終了したら、すみやかにパブリックコメントの意見とその意見に対する医療情報標準化推進協議会・審査委員会の見解をホームページで公開する。

### (パブリックコメントおよび議決)

第4条 当該の審査委員会は、パブリックコメントの意見を最大限尊重し、「医療情報標準化指針」としての答申を医療情報標準化推進協議会の理事会へ行う。

### (改廃)

第5条 本細則は、理事会の決議により改廃できる。

### 附則

本細則は2009年7月13日より実施する。

### <資料>

#### (標準規格の採択)

第20条 「医療情報標準化指針」の公表

- 1 標準規格の申請：すべての団体は「医療情報標準化指針への採択」を申請することができる。ただし、申請する団体が本会員以外の場合は、本会員の団体からの推薦状を添えて申請するものとする。
- 2 理事会は、申請のあった標準案を協議の対象とすることがどうかを議決し、必要に応じて協議のための委員会（審査委員会）を設置する。
- 3 委員会委員は、関係する会員団体の中から理事会が選出する。
- 4 委員会は必要に応じて、会員団体外の関連する団体やユーザー側に参加を

- 求め、意見を聴取することができる。
- 5 個人会員は、委員会に参加し、意見を述べることができる。
  - 6 委員会は必要に応じて、パブリックコメントを収集し、広く意見を聴取することができる。
  - 7 理事会は、標準案を審議し、採択すべきかどうかを議決する。
  - 8 理事会は議決された案につき全正会員に本会としての採択の賛否を投票（E-mail 等）にて求め、2 / 3以上の参加と、参加者の過半数の賛成をもって、標準案の本会としての採択を決定する。
  - 9 採択を決定した標準案については、すみやかに「医療情報標準化指針」として公表する。
  - 10 正会員の投票によって否決された標準案のその後の取扱いは、理事会が決定する。